

登園届

あけぼのこども園 ・ 第二あけぼの保育園 ・ 第三あけぼの保育園※ 施設長様

※いずれかに○

園児名: _____

病名: インフルエンザ 新型コロナウイルス 百日咳 麻しん 風しん

流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 水痘 (みずぼうそう)

咽頭結膜熱 (プール熱) 流行性角結膜炎 出血性結膜炎

その他 (_____)

出席停止期間: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

病状が回復し、

[医療機関 _____] において、集団

生活に支障がない状態と判断されましたので、 _____ 月 _____ 日から登園します。

尚、この件に関して、対面または書面等で病状を上記医療機関に問い合わせることを認めます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____ (自署)

主な感染症と登園のめやす

参考：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」・京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

感染症名	登園のめやす
●麻しん(はしか)	解熱後3日を経過してから
●インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
●新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
●風しん	発しんが消失してから
●水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
●流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
●結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
●咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え2日経過してから
●流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
●百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん 結膜炎	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められていること
★伝染性膿痂疹(とびひ)	すべての発しんが痂皮化しているか、湿潤部位が覆える状態であること

●出席停止 可能であれば医療機関名のゴム印 ★登園届不要 感染症罹患証明を提出

※出席停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜(1日)、水曜(2日)、木曜(3日)の3日間を休み、金曜日

から登園許可という 図 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザや新型コロナウイルスにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日(発熱が始まった日)は含まず、翌日を第1日と数えます。

